

(写)
7 西総職第 260 号
令和 7 年 4 月 30 日

西東京市監査委員 岡 村 保 彦 殿

西東京市監査委員 本 多 教 義 殿

西東京市監査委員 稲 垣 裕 二 殿

西東京市長 池 澤 隆 史
(公印省略)

令和 6 年度定期監査の結果に基づく是正・改善措置について (通知)

令和 7 年 3 月 31 日付 6 西監第 195 号により是正・改善措置を求められた事項について、別紙のとおり是正・改善措置を講じましたので、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 14 項の規定に基づき通知します。

指摘事項における是正・改善措置について

指摘事項 1	<p>主管課契約に関する事務について、契約関係書類を確認したところ、実施起案等の書類の記載漏れ・記載誤り、添付書類に不備のあるものが見受けられた。契約事務の手引きにのっとり適正な事務を行うべきである。</p>
是正・改善措置	<p>今回指摘を受けた事案等をもとに課内会議で情報共有し、原因分析、対応策についての検討を行った上で、「契約事務の手引き」の再確認、「主管課契約（請書契約）の手続きチェックシート」を活用するなど、起案者、審議者、決裁者で根拠を確認することを周知・徹底した。</p>